

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

新旧対照表 目次

○ 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）（第一条関係）	1
○ 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）（第二条関係）	3
○ 環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）（第三条関係）	5

改正案	現行
<p>（都道府県知事が行う常時監視）</p> <p>第十六条の五 法第二十二條第一項の規定により都道府県知事が行う常時監視は、各都道府県における大気の汚染の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする。</p> <p>2 法第二十二條第二項の規定により都道府県知事が行う結果の報告は、毎年度、前項の規定による常時監視の結果を取りまとめ、環境大臣の定める日までに、環境大臣に提出することにより行うものとする。</p> <p>（環境大臣が行う常時監視）</p> <p>第十六条の六 法第二十二條第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度及び放射線量を測定することにより行うものとする。</p> <p>2 法第二十二條第三項の環境省令で定める放射性物質は、大気中の放射性物質とする。</p> <p>（結果の公表）</p> <p>第十八條の二 法第二十四條第一項の規定により都道府</p>	

県知事が行う大気の汚染の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第二十四条第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による大気の汚染の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（都道府県知事が行う常時監視）</p> <p>第九条の五 法第十五条第一項の規定により都道府県知事が行う常時監視は、各都道府県における公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする。</p> <p>2 法第十五条第二項の規定により都道府県知事が行う結果の報告は、毎年度、前項の規定による常時監視の結果を取りまとめ、環境大臣の定める日までに、環境大臣に提出することにより行うものとする。</p> <p>（環境大臣が行う常時監視）</p> <p>第九条の六 法第十五条第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度を測定することにより行うものとする。</p> <p>2 法第十五条第三項の環境省令で定める放射性物質は、公共用水域の水中及び地下水中の放射性物質とする。</p> <p>（結果の公表）</p>	

第九條の七 法第十七條第一項の規定により都道府県知事が行う公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第十七條第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

改正案	現行
<p>（農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。</p> <p>四 （略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 （略）</p> <p>4（略）</p>